

かすみがうら市議会総務委員会会議録

平成29年11月10日 午後2時42分 開 議

出席委員

委員長 川村成二
副委員長 櫻井繁行
委員 小松崎 誠

欠席委員

委員 藤井裕一
委員 鈴木良道

出席説明者

市長公室長 木村義雄
総務部長 小松塚隆雄
政策経営課長 横田 茂
総務部企画監(防災安全担当) 廣原正則
総務部企画監(財産調整担当) 豊崎伴之

出席書記名

議会事務局 齋藤邦彦

議 事 日 程

平成29年11月10日（金曜日）午後 2時42分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定について
 - (2) 公共施設用地の借地解消に向けた取扱い方針について
 - (3) 新しい行財政改革大綱（案）について
 - (4) 組織機構の見直しについて
 - (5) 栈橋整備について
 - (6) その他
3. 閉 会

開 議 午後 2時42分

○川村成二委員長

お疲れさまです。委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただ今の出席委員は3名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、齋藤係長を指名いたします。

本日の日程事項は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりであります。

それでは、早速、日程事項に入ります。

初めに、原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お疲れさまでございます。それでは、ご説明をさせていただきます。

福島第一、第二の原子力発電所避難時広域避難計画につきましては、福島県が策定をいたしました避難計画に基づきまして、いわき市と協議を重ねてきております。その経過と今後のスケジュールについて廣原企画監からご説明を申し上げたいと思います。

よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

防災安全担当企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

資料につきましては、「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定について」でございます。4枚つづりのものがございます。

福島県では、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所におきまして原子力災害が発生もしくは発生する恐れがある場合におきまして、災害対策基本法第86条の9の規定及び福島県地域防災計画に基づきまして、圏域を越えた住民避難が実施できるよう、福島県原子力災害広域避難計画を策定しております。

その中で、いわき市では避難先については、避難する方向が分散することを避け、風向きによる放

放射性物質の拡散や気象条件等を踏まえ、南方向または西方向を想定しております。いわき市民の避難の対象は約 36 万人としており、南方向に避難することとなった場合は、茨城県内の市町村へそれぞれ分散して避難をします。かすみがうら市の受け入れについては、いわき市平地区の住民約 10 万 4000 人のうち 6,600 人を受け入れる予定となっております。

添付資料をご参照いただきたいと思います。

次のページの下段でございます。

こちらは、いわき市民の南方向と西方向の避難先が示されております。南の茨城県に避難する場合と、西方向、福島県市町村及び新潟県へ避難する場合の市町村が示されております。

また、次のページには茨城県へ避難する場合の避難人数が示されております。当市では受け入れ可能人数約 8,200 人のうち 6,600 人の受け入れとなります。

一番最初のページに戻っていただきまして、当市の受け入れ先につきましては、かすみがうら市内の指定避難所 19 カ所となりますが、避難時の混乱を避け円滑な住民支援を目的としまして避難中継所を設置することとしております。本市はわかぐり運動公園を指定し、現在協議を進めているところでございます。

また、避難ルート及び移動手段でございますが、住民が円滑に避難できるよう、あらかじめ避難ルートを明記しており、基本計画としましては、常磐道本線を通り、わかぐり運動公園への経路のほか、国道 6 号線のみルート、また海沿いの国道 245 号線を下って 51 号、354 号線を通るルートの補助経路も指定しております。

また、移動手段でございますが、こちらは自家用車を基本としその他として、いわき市が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両を使用いたします。

5 番目の避難所の開設及び運営ですが、避難所の開設及び受け入れ業務につきましてはかすみがうら市が行い、いわき市では、できるだけ早期、おおむね 3 日程度に職員を派遣し避難所運営を引き継ぐこととします。

そして、避難所の開設期間はおおむね 1 カ月程度を目安といたします。

物資の調達につきましては、福島県いわき市の備蓄品を活用するほか、国や関係事業所、かすみがうら市の備蓄品も活用することといたします。

次のページで、6 番目、広域避難に要した費用につきましては、災害対策基本法等に基づきまして避難受け入れ要請を行ったいわき市が負担をすることになります。

また、スクリーニングの実施でございますが、スクリーニングは他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着がないことを確認するためのものがございます。福島県内におきましてスクリーニングを行い、必要に応じて除染を実施するものといたします。

経過報告及び今後のスケジュールでございますけれども、平成 27 年 7 月 31 日に第 1 回の説明会ということで開かれまして、ことしの 7 月には第 5 回の会議が開かれております。そして、別紙にありますような協定案が作成されたところでございます。

ただいま説明した内容等が示されておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

また、今後のスケジュールでございますが、協定の締結時期を来年の 1 月下旬に茨城県内において開催する予定となっております。

参考資料としまして、先ほど申し上げました市町村の地図、避難先、協定書を配布させていただきました。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めます。

川村委員。

○川村成二委員

かすみがうら市の受け入れ態勢としまして、受け入れ可能人数が8,214名に対して避難の受け入れ人数として6,600名を受け入れるということですが、現在のかすみがうら市としては、この6,600名を受け入れる準備というのができていないのかどうか。できていないとすれば、受け入れるために今後どのようなことを検討しなければいけないのか。どのようなことが重点項目として対策が必要なのか。そういった内容についての検討が進められているのか。今後検討していくのか、その辺の状況はいかがでしょうか。

○櫻井繁行副委員長

企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

そちらにつきましては、まず、この8,214名の受け入れ可能人数でございますけれども、市内の避難所19カ所のうちの、こちらは体育館が基本になりますけれども、人数的には面積を1人当たり2㎡で割ったものでございまして、最大で8,214名ということにはなりません。その中で、いわき市が示した避難人数としましては6,600人なんです、結局のところ、6,600人を受け入れるには19カ所ほとんどの施設を使わないといけないかと思っております。

基本的には、地域防災計画にあります避難所を全て使うことにはなりますけれども、本市で例えば災害が起こった場合もそちらの施設を使うことにはなりますが、例えば備蓄品でございますとか、毛布等でございますとか、基本的にはそちらを使うことになるんですが、一気に全部入ってくることにありますと、それだけではなかなかたえられないところもあるかと思っておりますので、今後その辺のところを想定しまして、何が必要なのか、備蓄品として足りないものとか、毛布であるとか、そういったものを検討する必要があるかとは考えております。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

原子力災害を想定するわけですが、その災害が発生する要因が地震なのか津波なのか、条件はいろいろあると思うんですが、備蓄品については現在いろいろなところからの入手ルートというのは確立されてきていると思うんですが、やはり心配しているのは職員の体制です、避難所の人員確保、受け入れる側の職員の人員確保、それから受け入れ場所の耐震の問題、そういったことがやっぱり気になっているところなんです、その辺についての市としての検討はされているのか、今後検討していくのか、いかがですか。

○櫻井繁行副委員長

企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

まず、職員の体制でございますが、基本的には、災害に遭った場合の職員の体制、こちらは地域防

災計画に定める中での職員の体制にはなってくるかと思います。職員としては、例えば市教育委員会であったり、保健福祉部であったりが中心になって避難所の体制にはなるかと思うんですけども。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

19カ所。

○櫻井繁行副委員長

企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

ええ、基本的には、当たるのは地域防災計画の中ではそちらの体制になります。

ただ、それだけでも交代要員等も必要になってきますので、全庁挙げての支援体制になってくるかとは考えております。

耐震につきましては、現在のところ耐震がない施設もございまして、それらについては検査管財課と相談しながらやっているところなんですけれども、例えば今後、避難所を運営する上で、新たにほかの公民館であるとか、そういったところも使っていく必要があるかと考えておりますけれども、最低限この8,000何人のうちの避難想定人数につきましては、最大入れる程度の人数ではございますけれども、ある程度その辺のところは確保しながら考えていく必要はあるかと思っておりますので、耐震がない施設以外での公民館とかそういったところもそうすることも考えながら、今後検討させていただくこともあるかと思っております。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

今回、茨城県として全体の受け入れを行う中で、他の市町村と比べた場合に、かすみがうら市が受け入れ態勢の準備がおくれているというようなことがないように、準備態勢をしっかりと構築していただきたいと思います。これは要望ですけれども、安心をやはり福島のほうに与えるのも一つの仕事だと思いますので、よろしくお願いします。

○櫻井繁行副委員長

企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

こちらの決定が出るのも間近に近づいておりますので、その辺のところも十分に考えまして、今後支援体制を考えていきたいと思っております。

○櫻井繁行副委員長

委員長を川村委員にお返しします。

[委員長交代]

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかご質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。

次に、公共施設利用地の借地解消に向けた取扱い方針についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

公共用施設の借地につきましては、公共施設を総合的かつ計画的に管理していくために、その借地の多さが大きな課題となっております。このたびは、その借地を買い取る場合の金額の設定ですとか、そういったところまで庁内のほうで詰めてまいりましたので、出てきました案をお示しさせていただいております。

詳細は豊崎企画監からご説明を申し上げます。

○川村成二委員長

財産調整担当企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、私のほうからお手元の資料「公共施設用地の借地解消に向けた取扱い方針について」ということで説明をさせていただきます。

資料に沿って説明をいたします。

ただいま部長から申し上げましたように、冒頭の部分、そうした借地に関する課題ということでもとめております。

今後、公共施設の適正配置を具体的に検討していくに当たって、そうした土地の保有状況を踏まえた検討が必要になってまいります。そういったことから、その借地の取り扱い、借地の解消に向けた基本的な方針（案）としてまとめましたので、その概要を説明させていただきます。

まず、1点目、基本事項としてございます。

公共施設のマネジメント計画の中でも申し上げておりますように、公共施設全体として総量の縮減というものを基本方針の一つとしてございます。また、借地の取り扱いにつきましては、基本的に契約の上成立しているものでございますので、契約が満了すれば基本的に返還されるものということを前提として検討をしてまいります。

そういった中で、返還に当たって検討する主な視点ということで、返還してしまってよいのか、それとも取得すべき土地なのかということの視点になりますけれども、これは借地に限らず施設全体に言える視点かとも思いますけれども、3点ほどここに書いております。

そもそもその施設における行政サービスあるいは事業が必要なのかという視点、それから、その場所でないとその必要な行政サービスが提供できないのか、さらには、仮にその行政サービスが必要な場合、別の場所、ほかの施設で実施できないのかといった視点を各施設に当てはめて必要性を検討してまいります。その上で、例外的に借地を取得するか、継続するか判断基準ということで3番に、書いてございます。

(1)として、借地を取得する主なケースということで、ただいま申し上げた視点ともかぶりますけれども、1点目として、その場所でないとどうしても必要な事業が実施できない場合、2点目といたしまして、その場所でなくても別の場所で事業が実施できるが、施設の移転費用を含めて、将来的な経済性などを比較して、地権者からの協力が得られる場合、それから3点目、地権者からの買い取りの申し出、買い取り希望により、将来的に別用途で活用可能性がある土地、4点目として、部分的な借地、虫食い状態になっているような借地で、返還すると今後の土地利用、施設の運営に支障があるような場合には買い取りの検討をしているというものでございます。

そして、次のページ、2ページのほうにまいりまして、(2)として、借地として継続する主なケースということでまとめてございます。

1点目として、まず借地は契約に基づくものでございますので、期限がまず明確であること、または小規模な土地で取得費や借地料などを比較した場合に借地としたほうが経済的な場合、2点目として、施設の廃止時期が間もなく到来予定で、跡地利用の予定がない場合には、それまで借地を継続する。3点目として、臨時的または暫定的に土地の利用が必要な場合ということで、臨時的というのは仮設的な施設を設けるといった場合の臨時的な場合の借地、あるいは暫定的ということで、当面方針が決定するまでの暫定的な対応、そういった場合については借地でも対応していきましようというものでございます。

では、その際、借地を幾らで買い取るのか、あるいは借地料についてはどういったふうにするのかということをお4番からまとめてございます。

こうしたことについて統一的な基準を設けて対応していくこととしてまいります。

(1)としまして、借地を取得する場合の基準、算定の基準。

(2)として、借地を継続する場合の基準というようなことで整理してございます。

(1)の借地を取得する場合の算定基準でございますが、これが5番になります。

まず、こういった基準を設定するに当たっての留意事項ということで何点か整理してございます。市民また地権者への補償、統一的な対応ということで、特に行政という立場があります。市民の理解ということで土地に対する借地料を決めます。特に場所によっては既に購入価格を上回るような借地料も払っているような土地がございます。そういったものがあることから、買い取り額について市民の理解が得られるものとする必要があるという点です。

また、地権者への補償ということで、逆に貸し主の立場で考えれば民間での土地の貸し借りと同様、資産運用と同じようなことで、その土地の売買においてもある程度の補償は必要ではないかということで、高くても安くてもどちらにしても理解は得られないということで、そういったことを踏まえた価格を設定する必要があるだろうということです。

また、統一的な対応ということで、これは一定の基準をもって公平に対応していくというようなことでございます。

次に、3ページからでございますが、適用する価格の検討ということで見出しがついておりますが、ここからの説明は、ちょっと5ページの図を見ながらお聞きいただければと思います。

まず、借地の買い取り額の算定に当たりまして、通常、鑑定評価などを実施いたしますけれども、一律的に対応するためには何かしら理論的に説明できる基準が必要であるというふうに考えております。そのため、土地の取引あるいは税制などにおいては、図の1のほうにありますように、時価であるとか公示価格、基準地価、相続税評価額、固定資産税評価額というように、その価格の使用目的に応じて幾つかの価格が設定されております。こういった価格の意味を踏まえて、今回の買い取り価格の算定基準を設定することといたしました。

では、幾らで買い取るかという場合ですけれども、通常、新たに公共施設用地を取得する場合には、損失補償基準という全国統一の基準がございまして、こういった中で公示価格あるいは基準地価を規準として取得するというふうにされておりますが、借地の場合には、既に既払いの借地料などもあるような状況から、これを当てはめられないことがございます。

そういった中で着目しましたのは、相続税評価額という価格でございまして、こちらについては換金価値が預貯金と同等になるようなものでございます。これに基づいて相続税なども計算されるとい

うようなものでございますので、その相続税評価額を採用しまして、そこに設定されております借地権割合、逆に言いますと底地の価格を参考として買い取りの額の基準としてはどうかというものでございます。

そういったことから、図の2にありますように相続税評価額から既払い借地料を控除した額、または相続税評価額から借地権割合を控除した額のどちらか高い価格を借地の買い取りの基準価格というようなことで今回算定基準の価格としてお示しをしております。

また、そうした土地の売買に当たっては、土地を提供いただいた地権者には譲渡所得という税負担が生じてまいります。通常、まっさらな状態で土地を取得する場合は、土地収用法において5000万円までの譲渡価格はゼロ、控除がされるわけですが、今回は借地ということで、既にもう土地はある意味収用されている状態でございますので、この収用法の適用は受けられません。そのため、今回適用されるのは公有地の拡大推進に関する法律ということで、一般的に公拡法と言われておりますけれども、その中で1500万円までの譲渡所得は控除されるといったそういった仕組みがございまして、こちらは適用がされることになってまいります。その条件としましては、一定の面積あるいは都市計画区域内の土地ということで、その対象とならない土地については丸々税負担が生じるというようなことがございますので、こういった税負担の地権者側の違いというものもある程度考慮して対応していく必要があるだろうというのが借地の買い取り額の算定に当たっての基準となります。

次、資料のほうの6ページ、最後ですけれども、借地を継続する場合の借地料、あるいは市が貸し付けている土地の貸付料についても見直しが必要になるというふうに考えてございます。現状では、施設によって借地料の算定方法が異なり、統一的な対応となってございません。そのため、市で貸している土地あるいは借りている土地との整合というのも考慮して統一的な基準を定める必要があるというふうに考えてございます。

こうした例としては、市で貸し付けている土地の価格の算定基準あるいは国で貸し付ける場合の基準、あるいは国や県が事業に当たって一時的に土地を使用するに当たっての補償の基準などがございまして、こういった事例を参考にしまして、この借地料の基準につきましては引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

説明については以上でございます。

○川村成二委員長

それでは、今の件につきましてご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

公共施設のマネジメント計画のほうにも沿ってくる話になってくると思うんですけども、先ほど説明の中で総量の縮減を基本方針の一つにしているということで、これ具体的にいつぐらいから始めて、いつぐらいまでで決着をするのかというのをまず初めに教えてください。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

これは公共施設のマネジメント計画の第1期の計画の時期にありまして、計画期間が10年間ということで、2024年までがまず今の計画の期間でございます。一方、借地の契約期間というのはそれぞれさまざまございまして、時期がいろいろあります。そういった中で、今の計画の期間、それから借地の契約の期間などを見きわめながら対応をしていくようになると思いますけれども、ただ施設自

体が老朽化しているとか、利用の状況とか、必要性の問題もありますので、この算定基準というものも将来にわたってその施設を運営していくためのコスト面などもこれで見ることができますので、そこを比較しながら時期は探っていくように考えております。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

地権者との話し合いという部分が一番大きいと思うんですね。やっぱりその賃貸料というか、地代よりも多く払っているような、過剰に払っている部分もたくさんあると思いますし、その辺がじゃあ地権者はほぼすんなり受け入れてくれるかとか、今までの信頼関係がもちろんそこにはあると思うので、なかなか進め方も難しいところもあると思うんですけれども、ある程度その期間を絞ってやっていかなければいけないと思いますし、あともう1点、具体的に借地を取得するケースがあると思うんですね。もしくは借地のままいく、もしくは全てを解消してしまうというケースもあると思うんですけれども、ある程度何か具体的に挙げられるようなものというのはいないんですかね。

例えば、わかぐり運動公園であれば、ここは取得をして市のほうでこれからも管理をしていきたいとか、そういうちょっと具体的なものがあるとイメージわきやすいなというふうに思ったんですけれども。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、先ほどその必要性というようにお話をしましたけれども、施設によって市として義務として置かなければならない施設、それから任意で設置している施設があると思いますけれども、特に義務的な施設というようなもので申し上げますと、代表的なのは消防署の土地でございます。消防本部の土地が100%借地というような状態でございます。こういったことで借地の関係が続くことによって、突然返してほしいというような話があったときに、安定した市民への行政サービスが提供できるかというのがすごい危惧されるところでございますので、そういった施設に関しましては取得をするのか、移転をして新たに土地を求めていくのかといった判断が必要ではないかというふうに、特に重要な施設であるというふうに考えております。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めます。

川村委員。

○川村成二委員

今回のこの取り扱い方針に基づいて借地の借地料の見直しをすぐに実施するのもしないのか、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○櫻井繁行副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

借地料の見直しにつきましても、契約によってその借地料の取り扱いが3年に一遍更新するとか、あるいは次の契約まで同じ額というような契約がいろいろございますので、そういった期間をみながら、借地料のほうの算定基準も検討していく必要があるんですけれども、今の時点でこれをすぐ来年から

新しい借地料でというようなまでの整理はできておりません。

○櫻井繁行副委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時14分

再 開 午後 3時17分

○櫻井繁行副委員長

それでは、会議を再開させていただきます。

川村委員。

○川村成二委員

今回この借地解消に向けた取り扱い方針の説明があつたんですけれども、なぜこの方針を今の段階で提案、作成したのかというのが、ちょっといまいち背景がよくわからないので、もう一度説明いただけますか。

○櫻井繁行副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

申しわけございません。

この方針を定めようとするきっかけですけれども、公共施設全体一つ一つを見ていく中で、今後の維持管理の中で借地を続ける場合の費用であるとか、取得した場合の費用、そういったものも加えて将来コストなどを見通していく必要がございますので、まず統一な基準を設けて試算をしてみるという点、それから、現に、先ほども申し上げましたように、借地の期間がさまざまで、近々借地期間が満了という施設も出てまいります。そういったものの次への対応として、今後こういった市の考え方として統一的な考え方で各地権者等に当たっていくという方針として地権者の方にお示しするために整理していくものでございます。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

あと1点、2ページ目の5番、借地の買い取り額の算定基準の設定に当たっての1番、基準の設定に当たっての留意事項に、一番最初に市民の理解という表現がございます。これって非常に曖昧な表現だと思うんですね。土地を持っている、土地を貸す側の人も市民です。その人の理解を得なければいけないのか、それともその周りにいる一般市民の理解を得なければいけないのか、こういうことを行政のこういう基準の中に入れてしまうということは、例えばこれ、市民投票をやるのかということにもつながってきますよね。

内容を見ると、買い取り額についての設定が基準に沿ったものかどうかということだと思うんですね。であれば、やはり市民の理解という曖昧な表現ではなくて、論理的な基準が明らかであるとか、そういう表現のほうが私は、基準書としての意味はあると思うんですけれども、なぜこの表現を使わなければいけないんですか。

○櫻井繁行副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、今回の資料でございますけれども、最終的にはその借地の買い取り額の算定基準とか、そういった基準というもので整理しようと思っております。今回は、その検討のポイントなどを一緒に整理した資料ということで、こういった市民ということで、地権者も含めより多くの市民全体の理解が得られるような意味にて、この「市民の理解」という表現を用いさせていただきました。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

この「市民への理解」という表現をしたということは、じゃあ理解はどのようにまとめるんですかという具体的な方向づけがないんですね。それがこの中では書けないですよ。書けないことをここに書いていること自体、私は基準としての言葉には当てはまらないような気がするんですね。具体的に何をやるということを書くのが基準であって、そういう形でやはり整理したほうが私はいいのではないのかという気がするんですが、いかがですか。

○櫻井繁行副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

こちらの内部でのこういった基準を定めて適用していく場合に、こういった基準を定めたということとを広く周知する必要があるだろうというようなことを言われております。そういった中で理解をし、公の基準ということで理解を求めていくようなことで考えております。

○櫻井繁行副委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時23分

○櫻井繁行副委員長

それでは、会議を再開させていただきます。

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

申しわけございませんでした。

ただいまの答弁を整理いたしますと、ここにお示しした市民の理解、地権者への補償、統一的な対応というものにつきましては、今回この基準を設定をするに当たっての留意事項ということで、こういうことを意識しながら基準を設定の検討を行ってところでございます。今後、こういった基準がきちんと定まりまして公表する場合には、こういったことの公表する記載事項をいま一度整理して、誤解のないような対応をしまいたいと思います。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長を川村委員に戻します。

[委員長交代]

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。
暫時休憩します。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時32分

○川村成二委員長

再開いたします。

次に、新しい行財政改革大綱（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、行財政改革大綱の案でございます。これまで市のほうでは行財政改革大綱を策定しておりました。第2次かすみがうら市総合計画あるいはかすみがうら市地方創生総合戦略を策定しておりましたので、途中で抜けた部分がありまして、その整合性をもって今回行財政改革大綱を策定をするということで進めてまいったところでございます。

詳細は横田課長のほうから説明を申し上げさせていただきます。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

それでは、お手元に資料1、資料2ということで2種類の資料のほうをお配りさせていただいているかと思えます。

まず、これらの資料は今どういう状況にあるかということでございますけれども、この段階でポイントと素案ということでまとめさせていただいているものは、これから今やと課長関係といいますか、幹事会レベルで議論をこれらをたたき台として始めようかということで、今まさに始めたところでございます。その方向性についてかいつまんでご説明のほうを申し上げて、ご意見のほうを頂戴できればというところでございます。

まず、資料1のほうのポイントということでございますので、こちらのほうを少しメインのほうにご説明させていただきたいと思えます。

まず、行財政改革の大綱でありますけれども、これまで第2次の行革大綱ということで計画期間が既に終了しておりました。さまざまな新たな計画をつくるようなこともございまして、少し間を置いてしまったものですから、今回策定に向けて今取り組んでいるというところでございます。

まず、今回の新しい大綱でありますけれども、まず1番として大綱の名称案ということで、今回は財政改革という財政の考えを少し題目から注意して皆さんに取り組んでいただくよう考えてはどうかというところで、行財政改革大綱という名称で進める方向でいかがということで今示しているところでございます。

次の大綱の基本方針でありますけれども、こちらにつきましてはそちらにありますとおり、効率性であるとか市民協働、市民サービス、これらがメインの基本方針でありましたけれども、これらについては引き続き3次においても、これは重要視するべきことということで継承のほうをするという方

向でどうかというところがございます。

その下でありますけれども、主な重点項目というところがございます、こちらにもろもろの新たな視点を取り入れてはどうかということで、各課の皆さんに今議論のほうをしていただいている途中でございます。

重点項目につきましてざっくりご説明のほうをさせていただきますと、まず1番の主要事業の見直し、これはスクラップ・アンド・ビルドと言われますけれども、集中、選択、効率的な行政運営を目指して、これらを常に将来を見据えてやっていかないといけない。これは引き続きでございます。

2番目といたしまして、それに伴いまして予算の重点配分あるいは政策目標実現のために限られた財源の中でどうすればいいかというところがございます。こちらについては予算の編成及び予算の執行、そういった段階からこれらに少し力を入れながら、入れる方向の新しいやり方をみんなで考えようではないかというような考えを示してございます。

3番目といたしましては財源の確保というところで、使用料、利用料、新たな財源ということでございます。財政が厳しくなる中で、実情に合わせていろいろ財源のほうを考えないと、これは集中して必要な事業すらなくなってしまつては元も子もないということで、みんなで気をつけて考えていこうというところがございます。

裏のほうに行きまして、4番目といたしましては、先ほど総務のほうから話があったとおり、公共施設のマネジメント、これは人口が減っていく中でございますので、また施設も老朽化しているというところがございますから、これをうまくソフトランディングして、必要なものを有効に使っていく。そして必要なものを確保していくというところがございます。

5番、6番に民間委託、指定管理者、新たな民間提案の制度というところがございます。これまでの行革というのは歳出の抑制であるとか、あるいは人員の削減というところがある程度メインになってきたようなところがございますけれども、そういったところをある程度これまでも十分にやってきておりますので、それらに加えて委託の方法というところ、人の確保もなかなか難しくなっていく中においては、これをどういうふうに民間の力を活用しながら運営していくかというところをこの5番、6番あたりの制度をうまく大綱の中に盛り込んで、全体としてさまざまな仕事の中で常にこういう考えを取り入れるようにやっていこうではないか、そういう行革の方法はどうだろうかというところを示してございます。

7番につきましては組織の見直し、組織は生き物でございますので、常に必要に応じていじっていく必要はあると思いますけれども、やはり人口が減っていくという中では組織のスリム化というのは引き続きやっていかないといけないということだと思っておりますので、皆さんにはこういう考えを示してございます。

続きまして、8番でございますけれども、定員管理、給与の適正化ということでございまして、このあたりの話というのはこれまでも十分やってきておりますし、引き続きということではあるとは思いますが、5番、6番におきまして民間委託あるいはアウトソーシングというところを民間の活力導入という中におきまして取り入れていくということであれば、やはりそれらに応じた定員管理というのが特に注意をしないといけないだろうというところがございます。

9番、10番というところ、こちらは市民協働であるとか人員確保というところがございます、これはこちらもこれまでどおり前回の綱から引き続きやってきているものでありますけれども、特に人材の確保、今においても難しくなっているし、今後どんどんもっと難しくなる可能性もあるところでございますので、さまざまな確保の仕方というものを考えていこうではないかというところでご

ざいます。

こういったポイントにつきまして文章化しているのが2番でございまして、これらの視点を入れながら、今議論をまさに始めているというところでございます。大綱につきましては今年度中から導入できるようにということで、今年度から5年間をおおむね目標といたしまして進めていく。今後まだ部長あるいは市長を交えた本部会議とかまだ開いてはございません。まさにこれからこのポイントの是非を議論をしながら進めていくという段階でございます。

概要につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

資料1のほうの9番、市民と行政の協働によるまちづくりということで、すごく協働は大事なことだと僕も思っているんですけども、今まででも多分この大綱の中にはどちらかというともちづくりとは本当はもっと若い人たちが入ってきて、いろんな目線で考えなければいけないところもあるんです。なかなかどうしても自分たちの生活とか、子育てに精いっぱいのところがあって、なかなか地域に目を向けられないというところがいっぱいあると思うんですけども、だから、やっぱりそういうまちづくりを考えるようになったときに、年配の方たちが多く、熱心な方々が来ていただくのは非常にありがたいことですけども、うまく若い世代を取り込むということをこの大綱の中に何か入れ込んでほしいなというふうに思っているんですけども、何かお考えみたいなのは課長のほうでありますか。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

今議員のほうからご指摘があった点につきましては、やはり人材等人が少なくなる中においては、民間だけといいますか、民間よりもまさに市民の協力を得ながら行政運営ができていくというのは、これは非常にメリットがあることだと思います。そうは言いましても、そういう理解を皆さんしている中においてもなかなか進んでこなかったというのが現状でございまして、今回議員からご指摘があったような点を踏まえて、やはりもう少し具体的な方向性を示していなかったのが原因かなというところもありますので、次の話題でご説明をいたします組織機構なんかとも関連がありますけれども、今後やはりこの市民協働がメインで取り組むような、もういろいろ方法はあるかなと思うんですね。どうやって若い人を取り込むか、あるいはどうやって市民の方のスキルを生かすかとか、全体としてどういう進め方がいいのかというようなことも含めて、専門でやる部署を市のほうとしては用意したいというふうに思いますので、その詳細についてもそこで専門的にやっていただくとともに、市全体としても行政改革という中においても、やはりご指摘のあったような点は少し具体的に盛り込んでいくように、ちょっとこれから調整しようと思います。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

僕は、地方創生になってしまいますけれども、地域産業プラットフォームというところにもかかわりを持たせていただいているんですけども、実は商工会のどっちかというところと商工業との僕はつき合いが多かったんですけども、それ以外でも農業であったりとか、例えば弁護士の先生だったりとか、

いろんな多種多様な職業の人が集まって、それでも地域のことを考えたりとか、子どもたちのことを考えるような、それは具体的な計画があったから僕たちも集まりやすかったし、進めやすかったというところもありますから、ぜひ広く若い世代でも地域に関心がある人間がいっぱいいると思いますので、職員の方々と市民と、また幅広い年代で、やっぱりかすみがうら市というのはコンパクトな市であるからこそできることがいっぱいあると思うので、ぜひその辺を長所に捉えていただいて、少数精鋭でもみんなで頑張っていければなと思っていますので、ぜひその辺具体的な大胆な政策を盛り込んでもらえるといいなと思います。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

それでは、今ご指摘のあった点につきまして幹事会のほうで審議のほうをしまいらして、やはり特にとということで、ある程度の方向性を大綱においても示していくほうがわかりやすいし、進めやすいのかなと思いますので、十分反映したいと思います。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めさせていただきます。

川村委員。

○川村成二委員

この大綱の考え方についてリード文があるんですけども、直近で取り組まれている地方創生。確かに人口減少、高齢化、行財政の問題と、マイナス面のあるものの、地方創生というのはプラス志向の要はいろんなものを創造しようという取り組みをしているわけですよ。ただ、その地方創生に絡む言葉がこの中にはないんですけども、その兼ね合いというのはどのように考えているのか、地方創生も含めて行財政改革を整理するのか、ちょっとその辺はどのように考えているのでしょうか。

○櫻井繁行副委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

まさに今の点は今回のポイントをまとめるに当たっては漏れていた点でございます。地方創生はある意味、ある特定のところに絞って前向きにやっていくというところがございます。この行財政改革は市内部のといいますか、外向きよりも内側の話ということもございまして、ある程度はっきり区分けしてしまっております。今度新しいものをつくるというところで、その点においては先ほども言った市民協働とかともございますので、接点は大いにあるんだと思います。その点については再度うまくそこが調整できるように検討してまいりたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

地方創生の取り組みに対しては非常に市民も注目している部分もあります。ですので、この取り組みは事業が定着することと、それがさらに発展することが非常に大きな要因にもなりますし、市のマイナス面をプラスに変えていく部分もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

検討してまいりたいと思います。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

では、委員長職戻します。

○川村成二委員長

委員長職戻ります。

そのほかご質問ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、次の議題に移ります。

次に、組織機構の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、平成30年度に向けまして行政組織機構の見直しを現在考えているところでもあります。その1つの理由としては、現在総務部のほうでも公共施設の再編整備を行っております。

また、先ほど委員長のほうからありましたように、行財政の改革、さらに櫻井委員のほうからありましたように、市民活動の場あるいは先般の議会、第3回定例会の中でもご報告をしましたように、地域未来投資法、地方創生も含めた中でいろいろな事業を推進をしなくてはならないということでもありますので、そういう組織の体制強化とあわせて、部長級の退職等も予定をされておりますものですから、組織のスリム化という点について考えております。その素案の1つとしてきょうはお示しをさせていただきたいと思います。

説明は横田課長のほうから申し上げます。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

それでは、お手元に平成30年度組織機構の見直し（案）という資料がお配りになられているかと思っておりますので、そちらをもとにご説明を申し上げたいと思います。

平成30年度の組織機構の見直しの基本的な考え方でありまして、重要事項に対する体制強化と組織のスリム化へのまず第一歩というところでございます。

重要事項と体制強化というところでございますけれども、都市政策の部門と産業部門、これはいわゆる地方創生関係の事業であるとか、あるいは企業立地の関係の事案であるとかというところで非常に連携が必要になってきている部分がございます。それらの点を踏まえまして部の再編を行うというところでございます。

もう一つは、公共施設のマネジメント、公共施設再編整備あるいは市民協働、市民活動の支援、今回第1号として認定を受けました地域未来投資、こういったところの重要政策、これについてはある程度強化をする必要があるだろうというところで、組織として手をつけると、準備するというところでございます。

丸ポツの2つ目でございますけれども、組織機構の見直しという中に部の見直しというのがござい

ます。今回この見直し案におきましては、行政組織条例のほうを見直さなければならないということで、議会のほうに提案をしなければならない案件がございます。まず、部の見直しというところでございますが、地方創生事業推進担当、これはポストでございますので、こちらは廃止にする意向でございます。条例案として見直しが必要になってくる案件がございます。環境経済部、土木部、こちら統合いたしまして、仮称でありますけれども、都市産業部を創部する。

また、丸ポツの3つでありますけれども、上下水道部、こちらに道路部門を編入いたしまして、仮称でありますけれども、建設部を創部する。ただし、環境経済部の環境保全課といいますか、環境部門につきましては市民部へ編入をするというようなところでございます。大きな話でありますけれども、環境経済、土木、上下水道、こちらの3部を2つの部に再編し直すというところがメインでございます。

もう少し詳しくご説明をしないとご説明し切れないということでございまして、2ページをお願いしたいと思います。

課でございますけれども、まず市民部に市民協働課、仮称でありますけれども、こちらを新設をいたしまして、先ほど申しましたさまざまな支援、そうした仕組みの仕掛けといいますか、そういったものを専門的にやっていくというような考えでございます。そのために秘書広聴課、こちらのほうは廃止をいたしまして、政策経営課の課内室として秘書室ということで処理をさせていただくというところでございます。

丸ポツの2つ目でございますけれども、これまで環境経済部の環境保全課がございましたけれども、これは市民部のほうに移行をいたします。それとともに総務のほうでありました交通安全とか防犯と、こういった業務をあわせまして市民部に生活環境課というものを置くという案でございます。そのかわりに総務の防災安全室、こちらは廃止をいたしますとともに、新たに危機管理担当というものを設置をいたします。こちらはいわゆる防災でありますけれども、先ほどご説明のほうがあったようでございますけれども、さまざまな災害に対しての避難であるとかという重要なところがございます。こちらを危機管理担当ということで担っていただくというような内容でございます。

次の丸ポツでございますけれども、生涯学習課の体育部門、こちらを仮称でありますけれども、スポーツ振興課として分離をするというところでございます。こちらはスポーツ振興はもちろんのほか、健康づくりであるとか、あるいはこれも先ほどご説明があったと思いますけれども、社会体育施設も老朽化をしてくるということでございます。そもそもの管理を含めてさまざまな検討をしなければならない時期ということでございますので、単独の課として準備をし、対応していただくというところでございます。

丸ポツの4つ目でございますけれども、現在の市民部であります税務課、納税課、こちらは総務部のほうに移行するという内容でございます。

続きまして、その下でありますけれども、こちらは名称変更ということで、道路建設課、これは道路課というところ、また、都市整備課のいわゆる道路分、街路とか、街路のうちの道路、こちらと同じく道路のほうに移行をするというところでございます。

その下になりますけれども、新たに地域未来投資促進法、こちらが計画が認定になったというところでございますので、都市産業部として新たに推進室のほうを設置をするというところでございます。こちら企業誘致のほか、6次産業、地域商社であるとか、農業公社であるとかといった総合戦略に掲げている重要政策、こちらに対応するというところでございます。

その下は係の変更でございまして、健康づくり増進課のうちの担当の係を割り振るというところで

ございます。

市長部局におきましては、増減は特にございませぬけれども、教育委員会において1つ課が増加するということでございます。

次に、3ページのほうをお願いします。

今回の条例につきまして、もう一つ部の再編のほかに条例等がございます。丸ポツの2つ目でございますけれども、部外組織を置けるように条例のほうで対応させていただきたいというところがございます。部外組織というのは、市長、副市長、そういった特別職に直轄をして、各部に所属をしない組織というのを設けるようにできないかというところがございます。これまでは設けることができませんでしたので、担当ということで処理をしていただいた。ちょっと苦勞をしてきたというところがございます。

それでは、今回こういう組織のほうを対応させていただけるのであれば、行財政改革、公共施設のマネジメント、こういったものも特別職直轄で強力で推進をしていこうというところがございます。

4ページをお願いいたします。

今回の見直しにつきまして、図で大方お示しさせていただいたものでございます。保健福祉部等少し抜いている部分がありますので、そのあたりはご容赦願いたいと思います。

すみません、概要でございますけれども、以上でございます。

○川村成二委員長

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

組織の見直しということですが、具体的に今後湖沼会議があつたりとか、あとは国体があつたりとか、大きなイベントが茨城県としても続いてくると思うんですけれども、そちらの担当が具体的にどこになるのかというのは教えていただけますか。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

見直し後につきましては、湖沼会議につきましては生活環境課、仮称でありますけれども、市民部の生活環境課が対応いたしますし、国体につきましては教育委員会のスポーツ振興課、こちらのほうに対応をするということでまとめたいと考えているところでございます。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

よく市民の人からお話を聞くと、どうしても行政って縦割りのところがあるじゃないですか。ただ、もちろん横の連携も部長さん、課長さん通してやられているのは重々わかっているんですけれども、その辺この組織の見直しをするに当たって、新たに改善をしていくような部分とか、よりスピーディーに、せつかく先ほど話していた未来投資法なんかも新しく部門をつくったりとか、より総合的に動くところが多くなってくると思うんですけれども、この横の連携なんかは何か考えていらっしゃることはあるんですかね。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

私が取りまとめている組織でございますので、その件の連携につきましては、やはり組織間の連携というのは仕事の内容の進め方みたいなところがございますので、例えば市長、副市長の直轄組織として置くこのFMなんかは、やはりどうしてもこの都市産業部の都市整備課とは切り離せない仕事の内容があったりします。そういったものはうまく回るように役割分担といいますか、そういったもの、あるいはまとめるに於いての進め方の連携であるとか、あるいは実現するかどうかわかりませんが、ポストの兼務みたいなものとか、そういったものも総務部のほうにお願いはできるだけしようかというふうに思っています。ポストというよりも、いずれは仕事上の進め方ということなので、内部会議を密にやるとか、特に立ち上げの段階ですか、そういったものは部長会議等においてお願いするようにしていきたいと思っております。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

委員長職を務めます。

川村委員。

○川村成二委員

今回の組織機構の見直しですが、例えば（仮称）スポーツ振興課などが新設されますけれども、現在も生涯学習課の中にスポーツ担当があります。ただ、スポーツ振興課という独立の課を設定するということは、それが活動しやすい予算配分をする必要があると思うんですね。組織機構の見直しでやはり私が心配するのは、見直しをしたけれども、従来前とした事業の継続のみで終わって、新たな事業の発掘だとか、市民が喜ぶ事業をやっていくとか、そういうところの予算どり、あるいは予算づけがなかなか行われていないんじゃないかと思うんですね。だから、適正な予算配分をちゃんとして、その課におまえたちゃんとやれよというような体制づくり、これをこの前の説明にあった行財政改革に絡んできますけれども、そういうことがやはり必要だと思うんですね。それで、新しい課にしても、再編された課にしても、やりがいが出てくると思うんですけども、その辺についてはどのように取り組もうとしているのかお願いします。

○櫻井繁行副委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどの行財政改革の中にも常に出てきておりますスクラップ・アンド・ビルドという考え方の中で、それぞれ事業を市民のニーズに合った内容で考えていくとかということでもありますので、こちらでというか、市長公室長のほうの体制のほうを担当しておりますが、よくその辺の見きわめ等も予算配置のほうで指導しながら、常に市民のニーズに合ったような配分を考えていきたいというふうには思っております。

○櫻井繁行副委員長

川村委員。

○川村成二委員

新しくできる課、それから再編される課、やっぱり検討していただきたいのは、地方創生でKPIという目標設定に対する評価をするようになりました。これというのは、今までの行政にはなかった。あったんでしょうけれども、表面化しなかったことだと思います。ですので、見直し後の各課に対しては、やっぱりKPIというような目標設定をして、それを実現する。目標を明らかにするというの

がやはり必要になってくると思うんですね。目標をもうつけられない、つけづらい部局もあるとは思いますが、そういう整理を職員がするように心がけることも必要だと思うんですね。そういう指導をぜひしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○櫻井繁行副委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

総合戦略事業のヒアリングでもあります。財政というか政策も一緒に立ち上げながら進めていく。そのあたりを政策予算ということになりますんで、十分私も含めてその指導といいますか、見きわめというものを大事に考えていきたい。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長を戻します。

[委員長交代]

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。

次に、栈橋整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、歩崎公園前、志戸崎漁港がございます。その隣接地に新たに栈橋を整備するという計画であります。

まず、整備の背景でございますが、ご案内のように地方創生事業としてサイクリングを活用した観光DMO事業を当市につまましては推進をしている中でもあります。その1つといたしまして、第3セクターのかすみがうら未来づくりカンパニーを設立しながら、地域産業の活性化も含めた事業の展開をしているところでございます。

このたび歩崎公園前に栈橋整備を進めた理由とすれば、現在の体験型、滞在型観光の推進をしようということを進めております。その滞在型の1つには農村環境改善センターの修繕等も計画として上げているところでもあります。こういった公共施設が立地をしていること、さらにはこれまで水辺の環境が整っているにもかかわらず、どちらかという湖沼レジャーの部分には目を向けていなかったということがありますから、今回栈橋整備をすることにより観光、スポーツ、レジャー等の交流人口の拡大を目指し、移住・定住策を促進をしてみたいというふうに考えた次第であります。

整備の考え方といたしまして、2のほうになります。霞ヶ浦沿岸における観光の交流拠点、湖上のネットワーク形成ができるのではないかと考えています。現在、土浦港からラクスマリーナのホワイトアイリス号が行方、潮来方面、当市においては歩崎の突端の防波堤には何らかのイベントがなければ立ち寄らないような状況でもあります。栈橋を整備することにより、麻生、潮来、土浦港、志戸崎、歩崎といったように、湖上におけるネットワークの形成が図れるということで、さらに観光資源の湖の利用度が高まるのではないかと考えてございます。現在国交省では水辺空間を活用し

た活性化策を特別措置として認めているところでもありますので、交流事業もご相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えます。

また、一方では震災時における陸路が遮断をされたときに、水運を使った帰宅困難者あるいは物資の輸送のルートの確保の拠点にもなるのではないかとことを考えた次第でもあります。さらには水難事故が発生した場合、この栈橋を使った救命救急の救助等にも寄与できるのではないかと。特に歩崎公園の駐車場にはドクターヘリの発着場として指定をされているところでもありますので、人命救助の1つの活用にも使えるというふうに考えております。

具体的に活用計画とすれば、先ほど申しましたように、ホワイトアイリス号の遊覧が考えられます。現在土浦市においては潮来間を乗せている広域連携によるサイクルと、あとクルージングということで、自転車と人を輸送をしながら潮来まで行って、潮来からサイクリングをしてもらうというような事業を実施しておりますので、若干距離が長いということで課題が1つあります。歩崎程度であればファミリー層の利活用もできるのではないかとということで、広域連携事業の1つにもなるというふうに認識をしているところでもあります。

また、現在活発に市内の海洋クラブが設置をされておまして、カヌーの体験教室等を実施しております。この栈橋を使ったカヌーあるいはディンギー、ヨット関係の体験教室の開催も活用をできるということでもあります。

また、観光協会としても地域振興策の事業が想定に上がってきます。プレジャーボート、民間による湖上の遊覧、現在あゆみ祭りで実施をしていますEボート大会の開催、先ほど申しましたように、大規模地震や水難事故が発生した場合の救命救助の活動の場ということも想定しています。

そのほかの地元との地域振興事業であります。現在帆引き船の観覧用随伴船については、志戸崎の漁港付近、高低差がある中で助成をしております。また、その活用も想定もできますし、湖上での釣り大会あるいは水辺を使ったヨガ教室、栈橋を使ったヨガ教室とか、オープンカフェとか、かすみキッチンとの連携と、そういったものの想定ができるのではないかとというようなことは考えております。

それでは、裏面に移っていただいて、財源でございますが、先ほど組織機構の見直しの中でお話ししました地方創生、例えば地域未来投資促進法に基づく第1号の事業として活用ができるのではないかとことは考えております。財源率2分の1が想定ができますが、その活用をしながらこの歩崎周辺の計画に位置づけられた事業の展開をしていこうという内容であります。

整備のスケジュールであります。調査測量、これは第4回定例会の中で予算計上を考えております。霞ヶ浦につきましては国交省の決まりでもありますように、5月から11月については取水制限が始まる。その期間についてはどうしても工事等ができない期間でもあります。そういったことを考えて早目の調査測量をしながら、平成30年度には基本設計と実施設計に入らせていただきたいと思います。工事につきましては平成31年度に工事を開始をして、その年に供用の開始をするということを考えます。工事につきましては時間のかかるものではありませんので、約一月近くあれば工事着手、完成をしてしまうのではないかと現在のところ考えておりますが、これから設計等も踏まえた中で随時その辺はお示しをさせていただきたいというふうに考えます。設計等につきましては、やはり先般も台風21号の関係で、かなり港湾の施設が被害を受けたということでもあります。特に海岸部については江の島・葉山あたりの防波堤も超えながら、ハーバーが破損しているということでもありますので、かなり強度な形でこの栈橋を考えていきたいというふうに思います。

○川村成二委員長

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。
櫻井委員。

○櫻井繁行委員

栈橋ということでレイアウトを見させていただくと、40mという非常に長い栈橋になって、使い道も無限大にあるなというふうに考えてはいるんですけども、そっちのほうは公室長のほうが多分詳しいんでしょうけれども、やっぱり霞ヶ浦というのは西風というんですか、バスボートが転覆するぐらい風が吹く。また、台風、大雨によって水位が上がる、そういうときにもこの栈橋というのはもちろん対応はできてくるんでしょうが、その辺はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

設計も含めた調査の中で考えているのは湖底の調査、湖の底がどういうふうになっているかということをもまず考えていきたいと思っておりますので、その中でどのぐらいの栈橋の強度を保つ杭を打ちながら、強風にも対応できる波浪、波の高さにも対応ができるような構造計算をしながら整備を進めてまいりたいというふうに思います。ただ、西風というふうに霞ヶ浦の志戸崎については、東風が吹いたときには直で当たりますが、どちらかというとか高浜入りとか土浦入りのほうが湖の長さがあるものですから、そちらに向かって風が吹いていくということもありますので、若干その手前であるこの歩崎周辺、志戸崎地域については土浦、高浜よりは強風が吹くというようなことではないかなというふうには想定します。ただ、自然のことですから、それに対応できるようなものも考えた上で構造計算していきたいなと思います。

○櫻井繁行委員

よろしくをお願いします。

○川村成二委員長

そのほかご質問ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問がないようですので、次の議題に移ります。

ここで市長公室長から報告したい事項があるとの申し出がありますので、発言を許します。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その他の中でご報告をさせていただきます。

昨日になりますが、前にご報告をさせていただきましたが、図柄入りの土浦ナンバーのデザインが昨日大方決定をさせていただきました。土浦ナンバー地域11市町村によるいろいろなアンケート調査あるいはデザイナーの検討ということをこれまで進めた経緯がございます。昨日決定ということですので、本日の総務委員会の中にご報告をさせていただきます。

説明は横田課長のほうからさせていただきます。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

それでは、ご説明のほうを申し上げたいと思います。

これまでも議会のほうにはこのデザイン画はなかなかお示しできなかったというところがございます。こちら、その資料の中ほどに少しご説明させていただきましたとおり、東京芸術大学のほうに土浦市を初め、11市町村でデザインの作成を委託をしております。公表されるまではなかなかそれを見せてはいけないということでございましたので、今回決まったものを今後公表をしていいということになりましたので、ご報告のほうをさせていただきたいと思います。

その資料の中で1番の風、空、彩というんですか、帆引き船と花火をモチーフにしたものに昨日推進協議会の中で協議会としての意見として決定をいたしました。こちらアンケート調査の中においても、今ごらんになっている4つの候補の中ではいずれの市町村におきましても1番が多かったというところがございます。1番のものを採用するというのでアンケートをとったわけではございませんけれども、会の中でやはりその方向でということで決まったものでございます。

こちらの対象車種は自家用、事業用及び軽自動車は普通及び軽自動車、登録自動車は大型もですね。軽自動車ということでございまして、ただ、これは国交省のほうに図柄を申請することだけで、やはり交付等につきましては国のほうの仕事ということがございますので、手数料等まだ決まっていない部分もございます。寄附入りナンバーの寄附額もまだ決まってはございません。現在としてはそのような状況でございまして、今後きょうプレスリリースがあったようでございますので、あす以降新聞のほうで報道がなされる可能性がございます。その点踏まえまして、本日ご報告というところがございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めます。

川村委員。

○川村成二委員

今回この図柄入りデザインナンバープレートを取得する場合に寄附金が必要になりますけれども、その寄附金の用途というのはラグビーのワールドカップとか東京オリンピックなどを想定されていると思うんですけれども、それが終わってもそれ以降継続されるわけですが、この寄附金の用途というのはどのような使い方をするというのは決まっているんですか。

○櫻井繁行副委員長

政策経営課長 横田 茂君。

○政策経営課長（横田 茂君）

これもアンケートの中で寄附金を活用すべき事業ということで意見のほうを伺っております。その中で多いもの、上から5つにつきまして申請書といいますか、提案書の中で活用すべき事業として国交省のほうに申請をする予定でございます。それは何かと申し上げますと、まず道路の整備、公共交通の確保維持、観光振興、町並み整備、交通安全対策、この5つにつきまして寄附金を活用していこうというところで申請をするということは決まっております。

○川村成二委員

もう一度5つ。

○政策経営課長（横田 茂君）

道路の整備、公共交通の確保維持、観光振興、町並みの整備、交通安全対策ということですね。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長を戻します。

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかご質問ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご質問等もないようですので、執行部の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 4時23分

再 開 午前 4時25分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、その他でございますが、去る10月27日に株式会社せきにおいて実施いたしました視察研修の報告書案をお手元に配布しております。

配布しました視察報告書案につきましては、お持ち帰りの上、何かございましたら11月20日月曜日の正午までに事務局までご連絡願います。

なお、視察報告書は、後日議長宛てに提出し、第4回定例会の初日に、議場に配布されますことを申し添えます。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ここで、お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時26分

かすみがうら市議会委員会条例第30条の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二